

金沢家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

1 開催日時

令和2年12月3日（木）午後3時15分～午後5時00分

2 開催場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

大口奈良恵委員，大樋年雄委員，瀬戸和夫委員，高島智世委員，辻雅由委員，辻村渉委員，中野達也委員，林桜子委員，星野隆委員，吉村真幸委員（五十音順）

（説明担当者）

松井首席家裁調査官，笠松家裁首席書記官，永井家裁事務局長，安野家裁事務局次長，齊藤家裁総務課長

（事務担当者）

赤尾地裁総務課課長補佐，田中家裁総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置とのバランス

5 進行

(1) 委員長互選

(2) 新任委員自己紹介

(3) 前回委員会等における意見交換についての報告

(4) 裁判所からの概要説明

(5) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の意見交換テーマ

未定

(7) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

委員自身や所属の団体における実情の紹介、感染症対策の周知方法等に対する意見を伺いたい。また、どのような点に苦労し、工夫をしているのか。裁判所の取組状況の改善に関するアドバイス等もいただきたい。

【委員】

テレビ局が取材をする際は膝詰めで話をし、近い距離の関係となってやっと教えてもらって放送に繋げることが日常である。この3月から5月の頃は、現在ほど新型コロナウイルスのことが分かっておらず、テレビ局も制約を強いられた中で取材をしていた。SNSやインターネットのツールを使って遠隔のまま取材を行う場合もあれば、生の意見を取材するためにマスクの着用や手指消毒をした上で3密を回避しながら取材をする場合もあった。

また、取材後には打合せや編集作業をする必要があるところ、可能な範囲で距離を空け、なるべく短時間で終わるように対応している。

【委員】

作業のために現場に行く必要があるが、夏場は新型コロナウイルスの感染防止対策と熱中症対策が重なり、現実的な対応としては熱中症対策を優先せざるを得ない状況であった。このため、マスクの着用が難しい現場の場合には、できるだけソーシャルディスタンスを保つなどの対応をしていた。

裁判所における新型コロナウイルスへの対応状況を見せてもらったが、しっかりとした対応がされていると感じた。

私の会社では、ウイルスに対応している空気清浄機を多数設置するとともに、7月以降は来社された全ての方について名簿を作成している。

【委員長】

名簿を作成することは、何かあった場合に連絡を取るという意味においては有効であると思う。裁判所では、見学者については名簿を作成しているが、裁判を傍聴する方に連絡先を記入してくださいと言うと、傍聴する権利を侵害しているという問題に発展しかねない危惧があるため、実行するには至っていない。

【委員】

茶道を生業として茶碗を作っている。新型コロナウイルスの関係では、茶室に何人も座っていることや、茶碗を手で直接触ってお茶を飲むことが問題とされるようになり、茶道自体が危険なものであると思われる。このような状況において、安全に茶会をするためにはどうするべきかということも突き止められてきており、新たなやり方が生まれてきている。

【委員】

狭い調停室において、大声で話すような当事者については、どのような対応をしているのか。

【委員】

物理的には飛沫感染を防ぐためにビニールシートを設置しており、換気も行っている。なお、当事者の言い分については、耳を傾けて聴くことは当然である。

【委員長】

気分が高揚していると認められる場合には、いったん待合室に移動してもらうなどの対応も考えられる。

【委員】

検察官が使用する部屋は広くないため種々の制約があるが、飛沫防止用のアクリル板を設置しており、部屋によっては机を1脚追加して距離を保つなどしているため、その位置等についての検討が必要であった。

テレワークについては、事件記録等の持ち出しが原則禁止されているため、どのようにしてテレワークの率を上げていくのかが課題となっている。

【委員長】

新型コロナウイルスの感染が疑わしい被疑者に対する勾留質問については、裁判所としても非常に緊張感が高まる場所、その対応としてアクリル板で仕切られた部屋で、互いの空間の空気が移動しない状態の中で行うこととしている。

【委員】

私の勤務先では、新型コロナウイルスの影響によって収入が減った方に対する生活費の貸付制度の受付業務をしている。短期間に非常に多くの方が利用し、中には明らかに濃厚接触者ではないかと思われる方も来ていた。このような状況において、相談対応のためのスペース不足を解消するために会議室を転用したり、従来はワンフロアであった執務室を二手に分けて職員間の接触を減らすなどの対応をした。出入口付近には体温計を設置して検温をしたり、マスクを着用していない方にはマスクを提供したりしていた。消毒液、アクリル板及び空気清浄機についても、可能な範囲で設置をした。

また、セミナーは緊急性のあるもの以外の開催を中止したが、地元や公的機関から依頼があれば受ける場合もある。環境が整っている場合には、オンラインによるセミナーの開催も行っている。

【委員】

販売業を営んでいる。販売の際には、なるべくクレジットカードの利用をお願いし、販売先の履歴が残るようにしている。社員には、毎日健康状態をLINEに書き込んで送信

させている。

ライオンズクラブの活動にも携わっているが、この活動は教育や福祉にも目を向けているところ、今春からは新型コロナウイルスの影響によって活動ができなくなった。現在は財政的な協力が中心となっており、子供たちの顔が見える活動をする事ができないため残念である。

なお、裁判所における新型コロナウイルスへの対応状況については、見習う点が多かった。

【委員】

裁判所では、新型コロナウイルスの感染防止対策がしっかりしていると感じた。

私の勤務先の大学では、他の多くの大学がオンライン授業を行っていた中で、6月から対面授業を行っている。対面授業を始めるに当たっては、プロジェクトチームを立ち上げて感染対策に注力した。実行した具体的な対策としては、建物出入口への消毒液の設置、教室の座席の指定席化、授業後における机等の消毒時間の設置、事務室へのビニールシートの設置、購買の利用時間のルール化（入替制）の実施などである。

学生には、新型コロナウイルスについての感染予防対策を学ぶ必要性を理解させた上で、毎朝体調に関する情報をウェブ上に登録してもらっている。仮に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合には診察を受けるよう指導をしたり、場合によっては1週間の自宅待機を求めたりしていた。自宅待機によって授業を受けられない学生については、別途課題を与えることで出席扱いとした。また、感染者が多い地域へ行っていた学生については、発熱がなかったとしても自宅待機を求めている。

いわゆるコロナ禍において、学生の問題が一気に噴き出したと感じている。現に学生からの相談については、普段の10倍ぐらいの件数になっており、学生のメンタル面への配慮が必要である。

【委員長】

6月から対面授業を始めたことは非常に早いと感じたが、それでも感染者が出ていないということは対策が上手く機能しているからだと思われる。また、学生からの相談の背景にあるメンタル面の問題については、新たな視点として参考にしたいと考える。裁判所職員のメンタル面についても、気を配らなければならないと感じている。

【委員】

私が勤務している法律事務所では複数の弁護士が所属している。これまで依頼者との打合せについては、各弁護士の都合の良い時間帯に入れていたところ、新型コロナウイルス感染防止のために、同一時間帯に複数の打合せを入れられないこととし、依頼者の来訪が重ならないようにした。事務所にはアクリル板を設置するとともに、換気についても注意を払っている。依頼者との打合せをオンラインですることはあまりなく、基本的には面談という形になっている。会議については、オンラインによって行うことが増えている。

調停委員として裁判所へ行くこともあるが、遺産分割事件のような当事者が多数の事件については、調停室に当事者が多数在室することもあるため、換気には気を配っている。

裁判所の利用者という立場では、トイレに消毒液が設置されていたら良いと思う。手指の消毒だけでなく、便座の消毒もできれば感染拡大防止にもつながるのではないかとと思われる。

これまでも裁判所で電話を利用した手続自体はあったが、活用される機会が増えてきたことは、選択肢が広がるという意味で良かったと思っている。今後、緊急事態宣言が出されるようなことがあった場合でも、期日が取り消されるよりは、電話を利用した手続による期日が指定されていければ、裁判所利用者の多くにとって手続が進んでいることが感じられるのではないかと。また、これまで遠方から裁判所へ行く必要があった当事者についても、電話による手続が活用されることによって、課題はありつつも柔軟になった面はあるのではないかと。思う。

なお、緊急事態宣言時における裁判所の連絡体制については、仮に担当者が在宅勤務で不在であっても対応できるものにしていただきたい。

【委員長】

再び緊急事態宣言が発出された場合の連絡体制については、第一波の経験を生かしてしっかりと対応ができると思っている。

【委員】

白いマスクをしているのは、海外ではほとんどが病人である。東京でも白いマスクをしている人は著しく減っている。裁判所の職員が白いマスクをしているというのは、最初から感情的に冷たいとか、過酷だとか嫌なイメージを与えていると思う。マスクは今やファッションの一つになっているため、裁判所の職員はもう少し柔らかい色のマスクをすると、いろんな立場の人たちの気持ちが和らぐのではないかと。

また、金沢には金沢美術工芸大学や金沢大学があり、学生たちがデザインを学んでいる。その学生たちにアートやデザインの勉強として、裁判所に合うアクリル板（飛沫防止パネル）を考えてもらうことができないかと思う。学生たちにとっては、とても良い課題になるのではないかと。

【委員長】

委員の方々の様々な御経験を踏まえ、貴重な御意見をいただいた。裁判所には、まだまだ取り組むべき課題があることが明らかになった。新型コロナウイルスの感染が拡大しているが、ワクチンができるまでの間は裁判所としても新型コロナウイルスと共存を図りつつ、司法サービスの提供や裁判事務の迅速な実施に努めていかなければならないと考えている。今後とも御指導御鞭撻を賜りたい。